

「技能実習法に係る東北地区地域協議会（第3回）」（持ち回り開催）  
議事要旨

宮城労働局

- 1 開催日（協議会関係資料の発送日）  
令和2年6月30日（火）
- 2 構成員  
青森労働局・岩手労働局・宮城労働局・秋田労働局・山形労働局・福島労働局  
仙台出入国在留管理局・東北農政局・東北経済産業局・東北地方整備局・東北運輸局  
青森県警察本部・岩手県警察本部・宮城県警察本部・秋田県警察本部・山形県警察本部・福島県警察本部  
青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県  
外国人技能実習機構仙台事務所
- 3 協議会資料  
資料1 技能実習法に係る東北地区地域協議会設置要綱  
資料2 宮城労働局資料「外国人技能実習制度の現状等について」  
資料3 仙台出入国在留管理局資料「失踪技能実習生を減少させるための施策 他」  
資料4 外国人技能実習機構仙台事務所資料「外国人技能実習機構の概要と主な業務について」  
資料5 東北地方整備局資料「特定技能外国人受入計画申請認定について 他」  
資料6 宮城県資料「技能実習生等との共生の地域づくり推進事業の開催結果について」  
資料7 秋田県資料「外国人材の受入れ・共生に係る取組について」  
資料8 山形県資料「山形県外国人総合相談ワンストップセンター」  
資料9 公益財団法人国際人材協力機構「技能実習制度及び地域協議会に関する意見提出」 一部非公表  
資料10 日本人材協同組合「意見書」 非公表  
資料11 令和2年度における技能実習制度の適正化のための取組方針（案） 非公表

#### 4 議事

(1) 技能実習法に係る東北地区地域協議会設置要綱について

構成員からのご指摘を踏まえ、上記3「資料1」別表の「宮城県警察本部警備部外事課長兼国際テロリズム対策室長」を「宮城県警察本部警備部外事課長」に変更し、本協議会設置要綱を別添1のとおり改正した。

(2) 技能実習制度の現状、課題等について

各機関から上記3「資料2乃至8」のとおり、技能実習制度の現状、課題等に関する説明資料が提出された。

説明資料に対する各構成員からの意見、質疑はなかった。

なお、上記3「資料2」の8乃至9頁について、一部記載漏れが認められたため、別添2のとおり修正し、差し替えた。

(3) 令和2年度における技能実習制度の適正化のための取組方針案について

[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]今年度の取組方針を別添3(非公表)のとおり決定した。

(4) その他

公益財団法人国際人材協力機構及び日本人材協同組合から、上記3「資料9乃至10」のとおり意見書が提出された。

## 技能実習法に係る東北地区地域協議会の設置要綱

平成 30 年 6 月 26 日

(改正 令和元年 6 月 24 日)

(改正 令和 2 年 6 月 30 日)

## 1. 目的

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号。以下「技能実習法」という。）に係る東北地区地域協議会（以下「地域協議会」という。）は、技能実習生を受け入れている地域ごとに抱えている課題等が異なっている中で、東北地区の出入国在留管理機関、労働基準監督機関、職業安定機関をはじめとした国の機関と地方公共団体の機関、外国人技能実習機構（以下「機構」という。）等が、相互の連携を図り、地域レベルで情報共有等を図る仕組みを構築することを目的とする。

## 2. 取組事項等

地域協議会においては、次の事項を行う。

技能実習制度の適正化に向けた、地域での課題の共有や当該年度に重点的に取り組むべき事項（以下「取組方針」という。）の協議・決定

技能実習制度の現状を踏まえた、地域での制度運用上の留意点等の把握及び共有

技能実習制度の適正化に向けた、国の機関及び地方公共団体の機関、機構との連携の確保及び強化

## 3. 組織

- (1) 地域協議会は、東北地区の都道府県労働局、地方出入国在留管理局、地方農政局、地方経済産業局、地方整備局、地方運輸局、都道府県、都道府県警察本部、機構地方事務所等の実務担当で組織する。
- (2) 地域協議会の構成員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- (3) 地域協議会は、必要があると認めるときは、地域協議会に構成員以外の行政機関の者の出席を求めることができる。
- (4) 地域協議会は、必要があると認めるときは、地域協議会に業界団体等の者の出席を求めることができる。

## 4. 会議の開催等

- (1) 地域協議会は、毎年 6 月頃に、事務局を担当する機関が所在する都道府県

で開催する。また、必要に応じて、臨時に地域協議会を開催することができる。

- (2) やむを得ない事由により地域協議会を招集できない場合、議事の内容を記載した書面を構成員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問うた上で、構成員の了承をもって会議における協議に代えることができる。
- (3) 地域協議会は非公開とするが、地域協議会の開催後に資料及び議事要旨を公開する。なお、公表すべきでないとして地域協議会が認めた資料については、非公開とすることができる。

#### 5. 事務局等

- (1) 地域協議会の事務局は、宮城労働局が担当する。
- (2) その他地域協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。

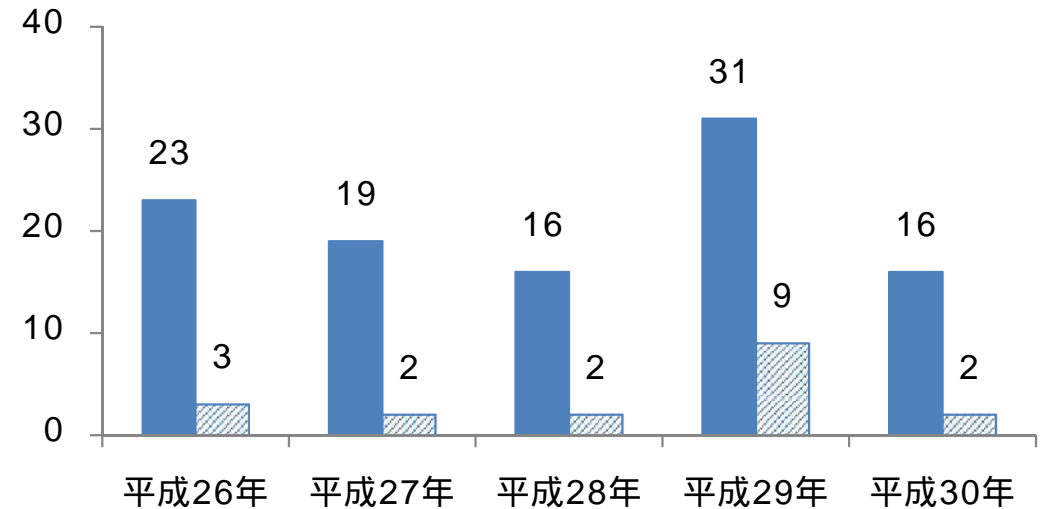
(別表)

都道府県労働局	地方出入国在留管理局	地方農政局等	地方経済産業局	地方整備局等	地方運輸局等	都道府県及び 都道府県警察本部	外国人技能実習 機構地方事務所
青森労働局労働基準部監督課長 青森労働局職業安定部訓練室長 岩手労働局労働基準部監督課長 岩手労働局職業安定部訓練室長 宮城労働局労働基準部監督課長 宮城労働局職業安定部訓練室長 宮城労働局雇用環境・均等室雇用環境改善・均等推進監理官 秋田労働局労働基準部監督課長 秋田労働局職業安定部訓練室長 山形労働局労働基準部監督課長 山形労働局職業安定部訓練室長 福島労働局労働基準部監督課長 福島労働局職業安定部訓練室長	仙台出入国在留管理局審査部門首席審査官	東北農政局経営・事業支援部経営支援課長	東北経済産業局地域経済部産業人材政策室長  東北経済産業局産業部経営支援課長	東北地方整備局建政部建設産業課長	東北運輸局自動車技術安全部整備・保安課長  東北運輸局海上安全環境部次席運航労務監理官	青森県警察本部生活安全部保安課長 岩手県警察本部生活安全部生活環境課長 宮城県警察本部生活安全部生活環境課長 宮城県警察本部警備部外事課長 秋田県警察本部生活安全部生活環境課長 山形県警察本部生活安全部生活環境課長 福島県警察本部生活安全部生活環境課長  青森県商工労働部労政・能力開発課長 岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室長 宮城県経済商工観光部産業人材対策課長 秋田県産業労働部雇用労働政策課長 山形県商工労働部雇用対策課長 福島県商工労働部産業人材育成課長	仙台事務所長

## 4 労働基準監督機関と出入国管理機関との相互通報状況

技能実習生の労働条件の確保を図るため、労働基準監督機関と出入国管理機関が、その監督等の結果を相互に通報している。

東北地区の労働基準監督機関から出入国管理機関へ通報（ 1 ）した件数は16件、出入国管理機関から労働基準監督機関へ通報（ 2 ）された件数は2件である。



■ 労働基準監督機関から出入国管理機関へ  
▨ 出入国管理機関から労働基準監督機関へ

- 1 労働基準監督機関から出入国管理機関へ通報する事案  
労働基準監督機関において実習実施機関に対して監督指導等を実施した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反が認められた事案
- 2 出入国管理機関から労働基準監督機関へ通報する事案  
管理機関において実習実施機関を調査した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められた事案

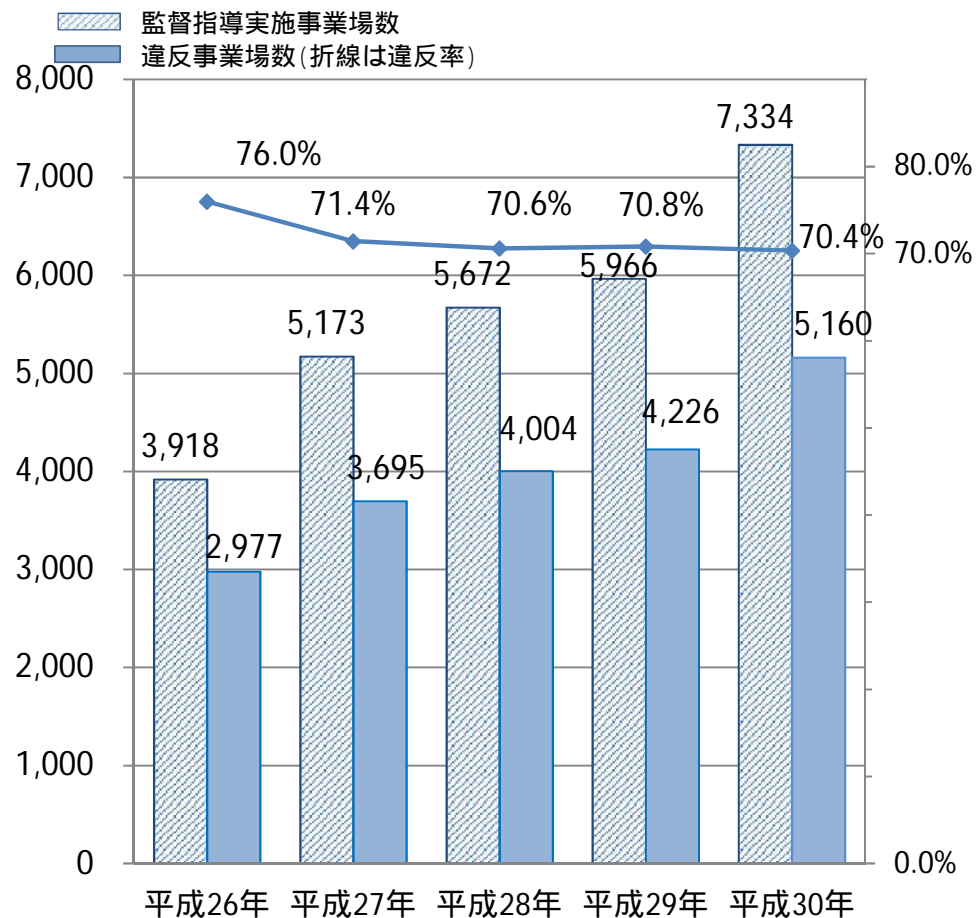
労働基準監督機関が、出入国管理機関から通報を受けた実習実施機関については、監督指導等を実施している。

強制労働等技能実習生の人権侵害が疑われる事案については、出入国管理機関との合同監督・調査を行うこととしている。（平成30年は実績なし。）

# (参考) 全国の状況

## 1 監督指導状況

全国で7,334件の監督指導を実施し、その70.4%に当たる5,160件で労働基準関係法令違反が認められた



## 2 申告状況

